宮城県ゆずりあい駐車場利用制度を平成30年9月3日から開始します!

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

対象となる駐車区画を利用する際には, 車内に利用証を掲示します。



(利用証掲示のイメージ)

利用証の交付対象者

身体障害者や要介護認定を受けた者, 妊産婦, けが人など(裏面に掲げる基準に該当する方)で歩行が困難な方です。

利用証を使用できる駐車区画

制度の実施について協力を申し出た 公共施設や商業施設の障害者等用駐車 区画で、対象区画であることを標示してい る場所です。

幅広の「車いす使用者優先区画」と, 通常幅の「ゆずりあい区画」の2種類があ ります。

※ 設置されている駐車区画の種類や数は、各施設によって異なります。

宮城県ゆずりあい駐車場車いす使用者優先区画 この駐車図画は、歩行が圏東で幅広いスペースを必要とする方のための区面です。利利する場合は「窓域関ウすりあい駐車場利用証」を車内に掲示してください。 ※他県の「利用証」をお持ちの方も利用できます。



(対象区画であることを示すステッカー)

利用証の交付申請方法

| 申請方法 | 申請窓口 | 申請受付開始日 |
|---------|--|-----------|
| 郵送による申請 | 県庁(保健福祉部社会福祉課)で受付 | 平成30年8月1日 |
| 持参による申請 | 県庁(保健福祉部社会福祉課)及び 各保健福祉事務所(地域事務所)で受付 | 平成30年9月3日 |

お問い合わせ先

宮城県保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班

電話:022-211-2519 E-mail:syahukc@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ: http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/parking.html

〇 利用証を交付する対象者の基準

| 対象者区分 | | | 交付要件 | | 有効期間 | |
|------------|-------|--|------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|------|
| 視覚障害 | | | 4 級以上 | | | |
| 聴 | 聴覚 | | | - | 3級以上 | |
| 平衡機能障害 | | 1 | 5 級以上 | | | |
| 身体障害者 | | 上肢 | | | 2級以上 | |
| | 下肢 | | 1 | 6級以上 | | |
| | | 体幹 | | | 5級以上 | |
| | 不 | 乳幼児期 以前の非 | 上肢機能 | 身体障害者手帳等 | 2 級以上 | |
| | 由近期 | 進行性の 脳病変に よる運動 機能障害 | 移動機能 | | 6級以上 | |
| 内部障 | | 心臓機能障害 | | - 帳 - 等 - 級 | 4 級以上 | 45.1 |
| | | | | | 4 級以上 | |
| | | 呼吸器機能障害 | 4 級以上 | | | |
| | 内部 | ぼうこう又 直腸の機能 | | | 4 級以上 | なし |
| | 障害 | 小腸機能障 | 害 | | 4 級以上 | |
| | | ヒト免疫不 スによる免害 | | | 4級以上 | |
| | | 肝臓機能障害 | | - } | 4 級以上 | |
| 知的 | 知的障害者 | | 療育手帳「A」 | | | |
| 精神障害者 | | 精神障害者保健福祉手帳 「1級」 | | | | |
| 難病患者 | | 特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病) 受給者 小児慢性特定疾病医療受 給者 | | | | |
| 要介護認定を受けた者 | | 要介護状態区分が「要介 護1」以上 | | | | |
| 妊産婦 | | | 妊娠7か月~産後1年 ※ 産後は乳児同乗の場 合に限る。 | | 妊娠7か月~産後1年 ※産後は乳児同乗 の場合に限る。 | |
| けが人又は病気の者 | | | 一時的に移動の配慮が必 要であることを確認でき る者 | | 医師の診断書等によ る必要期間以内 | |